

## 「京都市介護サービス山間地域提供協力金」について

### 1 事業目的

保険者である本市は、介護サービス提供事業者が採算上の理由等でサービス提供を行うことが困難な、いわゆる「山間地域」の住民に対しても、自立支援のために必要な希望するサービスの提供が行われるよう支援策を講じる必要があり、該当地域の住民に介護サービスを提供する事業者に協力金を支給するものです。

### 2 事業内容等

#### ア 対象地域

|     |  |
|-----|--|
| 北 区 | 小野の各町<br>大森の各町<br>中川の各町<br>杉阪の各町<br>真弓の各町<br>雲ヶ畑の各町                    |
| 左京区 | 大原の各町（ただし、古知平町以北）<br>花脊の各町<br>広河原の各町<br>久多の各町                          |
| 右京区 | 嵯峨の各町（ただし、清滝川以西）<br>嵯峨水尾の各町<br>梅ヶ畑の各町（ただし、清滝川以西）<br>嵯峨檜原の各町<br>嵯峨越畑の各町 |
| 西京区 | 大原野外畑町<br>大原野出灰町   |
| 伏見区 | 醍醐一ノ切町<br>醍醐二ノ切町<br>醍醐三ノ切  |

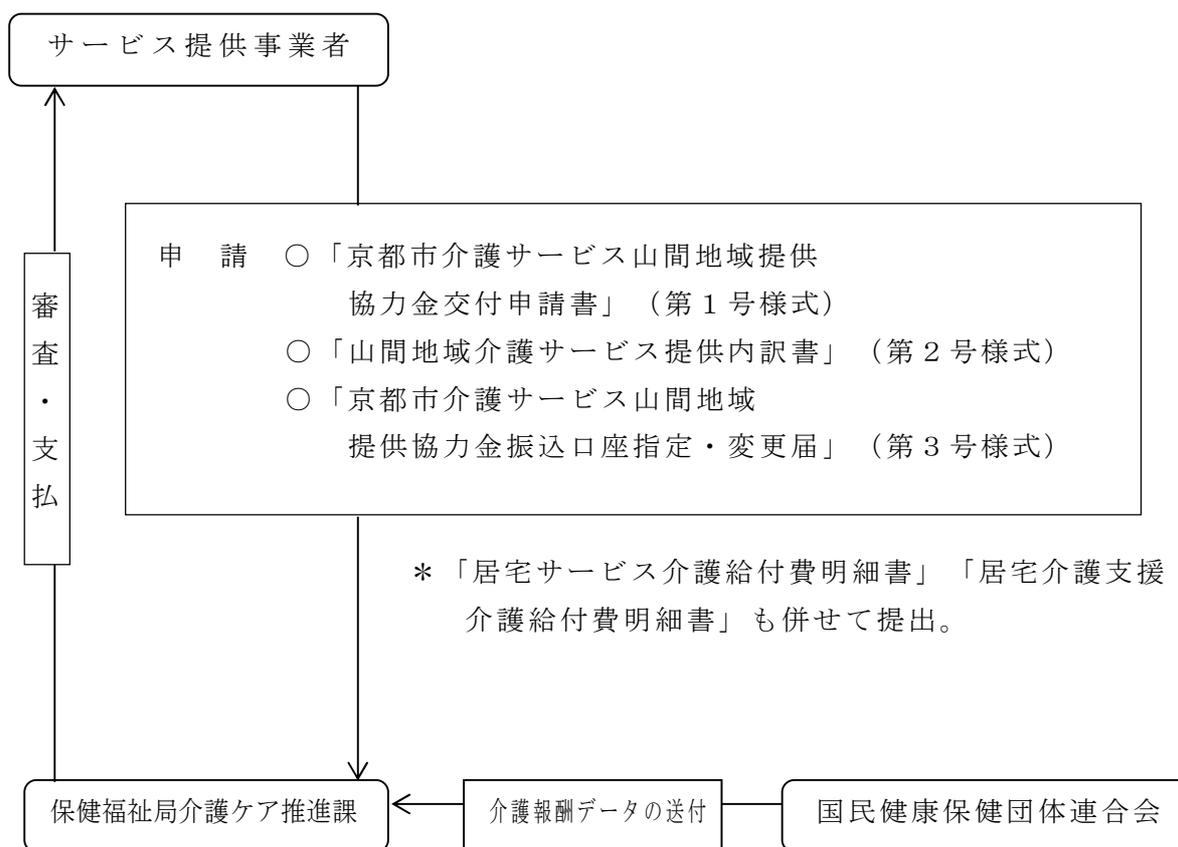
イ 補助対象の居宅サービス及び補助単価

いずれも被保険者1人につき

| 対象サービス   | 協力金単価(基準額)   |
|--|--|
| 訪問介護、(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリテーション、(予防)居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(総合事業)訪問型サービス        | サービス1回につき(介護報酬で月当たりの定額報酬とされているサービスについては、訪問回数を1サービスとする)<br>662円 |
| (予防)訪問入浴介護   | サービス1回につき<br>2,047円  |
| (予防)福祉用具貸与   | 種目ごと貸与月につき<br>662円   |
| 通所介護、(予防)通所リハビリテーション、(予防)認知症対応型通所介護、(総合事業)通所型サービス  | 送迎の片道につき<br>539円   |
| (予防)短期入所生活介護、(予防)短期入所療養介護  | 送迎の片道につき<br>539円   |
| (予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(当該サービスを行う事業者が存在しない日常生活圏域に住所を有する要介護等被保険者に対してサービス提供を行った場合のみ対象) | 訪問1回につき<br>662円<br>送迎の片道につき<br>539円                            |
| 居宅介護支援、介護予防支援  | 1月につき<br>662円  |

ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定しているときは、上記により算出した協力金の合計額から、被保険者ごと、かつ、1月ごとの当該加算単位数(介護報酬請求の際に実際に加算した単位数)に厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときはその端数は切捨て)を差し引いた額を交付します。

### 3 申請方法



#### (1) 申請

サービス提供事業者は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課に必要書類と「居宅サービス介護給付費明細書」「居宅介護支援介護給付費明細書」を提出し、申請を行います。

#### \* 申請期限

| サービス提供月(※) | 申請期限   |
|------------|--------|
| 4月から 6月    | 7月15日  |
| 7月から 9月    | 10月15日 |
| 10月から 12月  | 1月15日  |
| 1月から 3月    | 3月31日  |

(※)要介護認定の遅れにより月遅れで請求する場合等のやむを得ない理由により上記の申請期限に間に合わない場合は、次の回に併せて申請してください。

#### (2) 審査・支払い

介護ケア推進課では、サービス提供事業者から提出のあった必要書類を審査・確認のうえ、事業者の指定金融機関口座に支払いを行います。

## <中山間地域等へのサービス提供加算を算定した場合の協力金計算方法>

被保険者ごと、かつ、1月ごとに、

加算相当額＝加算単位×地域単価（小数点以下切り捨て）

協力金額＝山間地域提供協力金基準額－加算相当額

例：訪問介護（身体介護30分以上1時間未満の場合 387単位）を5回提供した場合

加算単位＝387×5×0.05＝96.75⇒97（小数点以下四捨五入）

加算相当額＝97（加算単位）×10.7（地域単価）＝1,037.9

⇒1,037（小数点以下切り捨て）

協力金額＝662（基準額）×5－1,037＝2,273円

例：通所介護（通常規模6時間～7時間、要介護2 689単位）を5回提供した場合

加算単位＝689×5×0.05＝172.25⇒172（小数点以下四捨五入）

加算相当額＝172（加算単位）×10.45（地域単価）＝1,797.4

⇒1,797（小数点以下切り捨て）

協力金額＝539（片道の基準額）×2（往復分）×5－1,797＝3,593円

例：介護型ヘルプサービス（週2回程度利用の場合 2,349単位）

加算単位＝2,349×0.05＝117.45⇒117（小数点以下四捨五入）

加算相当額＝117（加算単位）×10.7（地域単価）＝1,251.9

⇒1,251（小数点以下切り捨て）

◎月8回提供した場合

協力金額＝662（基準額）×8－1,251＝4,045円

◎月9回提供した場合

協力金額＝662（基準額）×9－1,251＝4,707円

※この例では、地域単価は京都市（5級地）のもので計算しています。事業所がその他地域に所在する場合は、実際の地域単価に従って計算してください。